

オミクロン株感染拡大期における町立保育所での休園等の基準について【令和4年3月4日時点】

状況	対応
在園児の陽性が判明	① 対象児童の発症日か検体採取日のいずれか早い方を0日目として、2日前までの行動を調査します。 ② 対象児童と濃厚な接触があったと所長が判断した児童(※)は、「最終接触日から7日間」は登園停止とします。
職員の陽性が判明	① 対象職員の発症日か検体採取日のいずれか早い方を0日目として、2日前までの行動を調査します。 ② 対象職員と濃厚な接触があったと所長が判断した児童(※)は、「最終接触日から7日間」は登園停止とします。

上記の対応は目安であり、必要に応じて乙訓保健所と協議の上、速やかに対応を決定します。

上記の対応を実施した結果、職員数が不足し保育所運営が不可能となった場合には、一定期間、保育所を休園する場合があります。

※保育所長が判断する「濃厚な接触」については、日々、変異株に関する知見が変化していることから、その時点ごとの状況や得られている知見に基づき、保健所の意見を踏まえて判断します。